

# 兵庫県公報

平成21年5月15日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1

## 公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第41号）  
応急仮設住宅の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第41号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 応急仮設住宅の供与の項2中「2,366,000円」を「2,404,000円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	50,500円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,400円を加算した額
冬 季	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	77,000円に世帯人員が5人を超えて1人増すごとに10,500円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	17,700円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額
冬 季	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	25,800円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額

別表第1 災害にかかった住宅の応急修理の項1中「住家」を「住家」に、「又は半壊して、」を「若しくは半壊して」に改め、「できない者」の右に「又は住家が半壊して大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる者」を加え、同項2中「510,000円」を「520,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則の規定は、平成21年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。